

令和3年度
(2021年度)

事業計画および収入支出予算書



社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

ボランティア活動センターこくぶんじ
権利擁護センターこくぶんじ
国分寺市ファミリー・サポート・センター
自立生活サポートセンターこくぶんじ

目 次

◇令和3年度 基本方針	-1-
◇令和3年度 事業計画	
《総務係》	-3-
法人運営、社会福祉の調査・研究・企画、連絡調整、普及宣伝、自主財源確保 歳末たすけあい・地域福祉活動募金、赤い羽根・共同募金運動、高齢者福祉 災害時の福祉対策、国分寺市ファミリー・サポート・センター事業	
《地域福祉係》	-13-
生活困窮者自立支援事業、生活安定応援事業、生活福祉資金、応急援護資金 緊急援護費、福祉サービス総合支援事業、成年後見活用あんしん生活創造事業 地域福祉権利擁護事業	
《ボランティア活動センター》	-23-
ボランティア活動センター運営、ボランティア活動普及・推進、一人暮らし 高齢者等地域交流会、ここねっと推進助成事業、国分寺市元気高齢者地域活躍 推進事業、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、 小地域福祉活動「ここねっと」	
◇令和3年度 収入支出予算	
《令和3年度 総合資金予算書》	-30-
《令和3年度 地域福祉活動推進事業拠点区分収支予算書》	-31-
（サービス区分）	
法人運営事業、歳末たすけあい運動事業、生活困窮者自立支援事業 生活福祉資金等貸付事業、チャレンジ支援貸付事業、福祉サービス総合支援事業 ボランティア活動推進事業、地域共生支援事業、 ファミリー・サポート・センター事業、生活支援事業、高齢者活躍推進事業	
《令和3年度 応急援護資金貸付事業拠点区分収支予算書》	-59-
《令和3年度 収益事業拠点区分収支予算書》	-61-

令和3年度 基本方針

～「地域共生社会」の実現に向けて～

近年「虐待」「引きこもり」「ゴミ屋敷」「育児と介護のダブルケア」「8050問題」など、地域における福祉課題は多様化、複雑化し、従来の社会福祉の枠組みでは解決が難しくなっています。

令和2年度は、今までに経験したことのない「新型コロナウイルス感染拡大」に伴う「緊急事態宣言」が2度も発出され、日常生活をはじめ地域福祉活動も大きな影響を受けました。

国分寺市社会福祉協議会（以下、「本会」）は、「新型コロナウイルスへの対応」に重点を置き、制限された状況の中、主に以下の事業をすすめてまいりました。

- ① 新型コロナウイルスに対応した「生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）・住居確保給付金」の受付
- ② 「第4期国分寺市地域福祉活動計画」の策定
- ③ コロナ禍における新たな地域福祉活動への取り組み

令和3年度は、ワクチン接種が始まりますが引き続き「新型コロナウイルス感染拡大防止」に留意し、本会が基本理念として掲げる「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を念頭に「地域共生社会」の実現に向けて、地域の皆様や福祉関係機関・行政機関の皆様とともに取り組んでまいります。

具体的な目標として、以下のとおり「重点目標」を掲げ、事業を展開してまいります。

【重点目標】

1. 権利擁護支援への取り組み強化
 - (ア) 「法人後見事業」の取り組み
 - (イ) 地域連携ネットワークにおける中核機関の検討
2. 多様化する福祉課題への対応
 - (ア) 生活困窮者への支援体制強化
 - (イ) ボランティア活動センターの機能充実・強化
 - (ウ) 様々な災害に備えた地域づくりの推進
3. 地域福祉コーディネーター並びに生活支援コーディネーターの活動強化
 - (ア) 地域や社会福祉法人、関係機関との連携強化
 - (イ) 本会事業との連携強化
4. 「第4期国分寺市地域福祉活動計画」の策定及び推進
 - (ア) 計画策定に向けた取り組み・評価
5. 組織体制の強化
 - (ア) 事業の見直し及び財源確保の検討
 - (イ) 持続可能な組織の運営体制の確立

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
会 長 北 原 輝 久

令和3年度 事業計画

《総務係》

■法人運営

国分寺市社会福祉協議会の法人本部として、国分寺市戸倉4丁目14にある国分寺市立福祉センター1階に事務所を設置します。また、新型コロナウイルスへの感染予防を十分に行いながら、三役会、理事会、評議員会を開催いたします。

◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

◇電話 (042) 324-8311

◇FAX (042) 324-8722

◇開館日 月曜日～金曜日(土・日・祝日と年末年始は閉館になります)

◇開館時間 午前9時～午後5時

◇第28期理事(15名)、監事(2名)

任期：平成31年6月定例評議員会～令和3年6月定例評議員会

◇第29期理事(15名)、監事(2名)

任期：令和3年6月定例評議員会～令和5年6月定例評議員会

◇第27期評議員(16名)

任期：平成29年4月1日～令和3年6月開催の定例評議員会

◇第28期評議員(16名)

任期：令和3年6月開催の定例評議員会～令和7年6月開催の定例評議員会

◇第27期協力員

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

1. 「三役会」の開催

正・副会長、常務理事の4名による「三役会」を開催し、理事会、評議員会等の議案の検討や緊急課題への対応について協議します。

	日 程	時 間	会 場
1	令和3年 4月 2日(金)	午後2時～3時	国分寺市立福祉センター第1会議室
2	令和3年 6月 1日(火)		国分寺市立福祉センター第2会議室
3	令和3年 7月15日(木)		国分寺市立福祉センター 第3会議室
4	令和3年 9月 2日(木)		
5	令和3年11月11日(木)		
6	令和3年12月 9日(木)		
7	令和4年 1月20日(木)		
8	令和4年 3月 3日(木)		

2. 「理事会」の開催

正副会長、常務理事を含む15名の理事および2名の監事による「理事会」を開催し、重要議案等の審議や検討を行います。

	日 程	時 間	会 場
1	令和3年 4月15日(木)	午後2時～3時	国分寺市立福祉センター 第1会議室
2	令和3年 6月10日(木)		
3	令和3年 6月25日(金)	午後3時～4時	
4	令和3年 11月19日(金)	午後2時～3時	
5	令和3年 3月17日(木)		

3. 「評議員会」の開催

評議員 16 名による「評議員会」を開催し、予算、事業計画、補正予算、決算、事業報告、定款等の改正など重要案件について審議します。

	日 程	時 間	会 場
1	令和3年 6月25日(金)	午後2時～3時	国分寺市立福祉センター 第1会議室
2	令和4年 3月29日(火)		

4. 「評議員選任・解任委員会」の設置

社会福祉法の改正に伴い、平成 28 年度から新たに設置した委員会です。

監事 1 名、外部委員 2 名、職員 2 名の 5 名で構成。

令和 3 年 6 月開催の定例評議員会時で、任期満了に伴い改選となります。

5. 「会計業務監査」の実施

本会監事 2 名による「会計業務監査」を、年 2 回（5 月、10 月）実施します。

6. 「税務顧問」の設置

本会の税務全般に関するアドバイザーとして、宮内会計事務所と業務委託契約を行います。

7. 「係長会議」の開催

本会係長以上の職員による「係長会議」を毎月開催し、事業の円滑な執行を図ります。

8. 「業務担当者会議」の開催

担当ごとの業務レベルの打ち合わせとして、担当者会議を毎月開催します。

■社会福祉の調査・研究・企画

1. 「第 4 期国分寺市地域福祉活動計画」の推進

令和 2 年度より「第 4 期国分寺市地域福祉活動計画」の策定に着手し、策定委員会を設置いたしました。また、アンケートを実施し、皆様からのご意見をいただきました。

令和 3 年度中の策定をめざしすすめてまいります。

2. 「東京都地域公益活動推進協議会」への参加

平成28年9月に発足した都内の社会福祉協議会や社会福祉法人で組織する「東京都地域公益活動推進協議会」に令和3年度も参加し、都内全体の社会福祉法人の地域公益活動への取り組み等について情報収集するとともに、国分寺市内における社会福祉法人による地域公益活動の参考とします。

3. 研修の実施・参加

本会及び全国社会福祉協議会、東京都社会福祉協議会主催による研修に参加し、先進社会福祉事業の調査・研究を行います。

- (1) 「区市町村社会福祉協議会会長・役員・事務局長研究協議会」(東社協主催)
- (2) 「関東ブロック区市町村社会福祉協議会職員研究協議会」
- (3) 「地域福祉コーディネーター」研修
- (4) その他、関係団体主催による研修への参加

4. 実習生の受け入れ

福祉職の次世代育成の観点から、学生の社会福祉援助技術現場実習の受け入れを行います。社会福祉協議会で実施している社会福祉事業を、地域福祉事業推進と相談援助の観点からプログラムを構成し、実習指導を行います。令和3年度は、白梅学園大学(8月～)、武蔵野大学(10、11月～)の学生を受け入れます。

■連絡調整

1. 会議等への出席

東京都社会福祉協議会や東京ボランティア・市民活動センター、北多摩西部ブロック社協及び三市社協連絡会等が主催する会議等へ本会役・職員が出席し、情報交換及び連絡調整を図ります。主な会議は、以下のとおり。

- (1) 東京都社会福祉協議会会長会
- (2) 東京都社会福祉協議会事務局長会
- (3) 区市町村ボランティア・市民活動センター長会議
- (4) 区市町村ボランティア・市民活動推進事務局連絡会
- (5) 東京都内社協職員連絡会
- (6) 北多摩西部ブロック社協会長・局長会、職員連絡会役員会
- (7) 三市社協連絡会(国分寺市・小平市・小金井市)(※幹事：小金井市社協)
- (8) 国分寺市地域福祉推進協議会

2. 「国分寺市社会福祉法人連絡会」への参加

国分寺市内で社会福祉事業を展開する社会福祉法人のプラットフォームとして令和元年11月に結成された「国分寺市社会福祉法人連絡会」に参加するとともに、事務局機能を担います。

3. 関係機関の会議等への役職員の派遣

国分寺市防災会議や国分寺市包括支援センター運営協議会、国分寺市障害者自立支援協議会等、国分寺市および関係機関の要請に応じて委員会等に本会役職員を派遣します。

4. 福祉関係団体への理事、評議員等の派遣

社会福祉法人や特定非営利活動法人等からの依頼に対応して、本会役職員を理事、評議員、監事として派遣します。

■普及宣伝

1. 「令和3年度第7回社協ふくしのつどい」の開催

国分寺の福祉推進に貢献のあった個人や団体を表彰と感謝の意を表す式典として「第7回社協ふくしのつどい」を開催します。

日程：令和3年7月11日（日）

会場：国分寺市立いずみホール

2. 「福祉関係団体新年会」の開催

国分寺市内の社会福祉法人や福祉施設、福祉関係団体、協力団体、自治会・町内会、老人クラブ、障害者団体等の相互の交流と情報交換の場として「福祉関係団体新年会」の開催を予定します。

日程・会場：未定

3. 社会福祉だより「ふくし」の発行

市民の皆さんや関係団体への情報提供の一環として、本会の事業計画、予算、事業報告、決算報告や国分寺市内外の社会福祉関係の情報を提供する広報紙として社協だより「ふくし」を発行します。（うち1ページは「ボランティア活動センターこくぶんじだより」としてボランティア情報を掲載）

市内全世帯へ全戸配布するとともに、国分寺市内の福祉関係機関、団体等に配布します。タブロイド版（年1回4ページ/年2回6ページ）発行部数70,000部。

令和3年度「ふくし」発行予定

号数	発行予定日
第227号	令和3年 6月15日
第228号	令和3年10月15日
第229号	令和4年 2月15日



マスコットキャラクター
「ふくすけ」

4. マスコットキャラクター「ふくすけ」の活用

平成30年度に迎えた本会の法人化50周年を記念して、マスコットキャラクター「ふくすけ」が誕生しました。本会の事業や取り組みを市民の皆さんに知っていただき、身近な存在として感じてもらえるように様々な広報媒体で活用してまいります。新しいキャラクターグッズの制作も行っています。

5. 「ふくし編集会議」の開催

「広報プロジェクト」を改変し、より読みやすく親しまれる広報誌をめざして、各部署の職員で構成する「ふくし編集会議」を設置します。

6. 「自治会・町内会連絡会」の開催

国分寺市内の自治会・町内会と本会からの情報提供や意見交換等を目的として「自治会・町内会連絡会」を、年2回開催します。

平成20年度より国分寺市協働コミュニティ課と共催により実施しております。

7. 国分寺市内における「防犯パトロール事業」の実施

国分寺市が実施する「防犯パトロール事業」について、平成29年度より協力事業所として協定を締結し、本会が所有するすべての車両に「防犯パトロール実施中」というマグネットシートを掲示して実施します。

8. 国分寺市内のイベントへの参加

本会の社会福祉事業やここねっと、ボランティア・市民活動の市民へのPRや地域との顔の見える関係づくりを目的として、「国分寺まつり」「障害者センターまつり」「福祉センターまつり」等市民が集うイベントに参加します。

9. 後援等の協力や義援金等の受付

国分寺市内の関係団体等が開催するイベントに対し、後援等の協力を行います。

また、大きな災害が発生した場合には、義援金・支援金等の募集を行います。

10. 福祉情報システム（ホームページ）の運営

本会及びボランティア活動センターの公式ホームページを設置・運営し、情報提供を行います。また、よりタイムリーな情報を多くの方にお届けできるよう、SNSの活用による広報活動の充実を図っていきます。

国分寺市社会福祉協議会

<https://www.ko-shakyo.or.jp>

✉ info@ko-shakyo.or.jp

ボランティア活動センターこくぶんじ

<https://www.ko-shakyo.or.jp/vc>

✉ center@ko-shakyo.or.jp

■自主財源の確保

本会の地域福祉活動等の自主財源確保のために、「会員会費増強運動」をはじめとして、さまざまな自主財源の確保を行います。

1. 「令和3年度会員会費増強運動」の実施

7月1日より7月31日までを本会の「会員・会費増強運動月間」として、自治会・町内会や本会理事・監事、評議員、協力員、事業所、福祉施設等のご協力により、会員・会費の増強と社会福祉への理解・参加を図ります。また、本会ホームページのバナー掲載や

ふれあい備品の無料貸し出し等の特典を広くPRし、法人・団体会員の加入を促進します。さらに、ホームページやフェイスブックを活用するとともに、今後の会員会費のあり方について検討してまいります。

令和3年度会員会費増強運動目標

会員数	4,900人	会費	4,900,000円
寄付者	8,900人	寄付金	1,100,000円
合計	13,800人	合計	6,000,000円

2. 「ふれあい募金箱」の設置

市民の社会福祉活動への参加の1つとして、市内の商店等の協力により「ふれあい募金箱」を設置します。(令和2年度実績：46カ所 / 令和3年度目標：5カ所増設)

3. その他の自主財源の確保

(1) 清涼飲料水の自動販売機を市内各所に設置します。災害ベンダー等の自動販売機の設置もすすめます。

社会貢献型自動販売機設置場所

設置場所(台数)	所在地	設置場所(台数)	所在地
ボランティア活動センター こくぶんじ(1台)	東元町3丁目	国分寺病院 あじさい苑(1台)	東恋ヶ窪4丁目
武蔵国分寺(2台)	西元町1丁目	戸倉第2施設(1台)	戸倉2丁目
森田駐車場(1台)	日吉町2丁目	アワーズ(1台)	東恋ヶ窪2丁目

(2) 社会福祉だより「ふくし」に有料広告を掲載します。1コマは、モノクロ面20,000円。本会の事業所・団体会員は10%割引とします。また、HPでのWEB広告収入を検討実施します。

(3) 市民の皆さんや事業所等の協力により「使用済み切手」や「使用済みインクカートリッジ」の回収を推進します。

■ 「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」の実施

令和3年12月から1ヶ月間にわたり、「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」を実施します。主催である東京都共同募金会より、募金総額から事務費を除いた金額が令和4年度の地域福祉活動費として配分されます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防対策を十分に取りながら、本会役・職員や民生委員・児童委員協議会、ボランティア活動センター登録団体等による街頭募金を実施します(予定)。街頭募金では、ポケットティッシュ等を配布するほか、マスコットキャラクター「ふくすけ」を活用して募金運動や本会事業の周知を図ります。

引き続き、市内商店会・薬局等への募金箱の設置や、市内企業等を通じて募金協力拡大を図ります。

令和3年度募金目標額 5,000,000円

■「赤い羽根・共同募金運動」の実施

東京都共同募金会国分寺地区協力会の事務局として「赤い羽根共同募金」を令和3年10月より実施します。主催は、東京都共同募金会、実施主体は、国分寺市社会福祉協議会。また、東京都共同募金会で令和2年度よりすすめている auPAY QR コード決済を利用した募金方法についても検討していきます。地域配分は、東京都共同募金会国分寺地区協力会内に設置する国分寺地区配分推せん委員会で協議し、東京都共同募金会に推薦します。

■高齢者福祉の推進

1. 「国分寺市敬老会」の共催による開催

国分寺市民の長寿をお祝いするため、「国分寺市敬老会」を国分寺市主催、本会共催で開催します。午前・午後の2回開催予定。

日 程 令和3年9月20日（月・祝） 会 場 国分寺市立いずみホール

2. 100歳以上の高齢者の皆さんに記念品の贈呈

長寿をお祝いするため、今年100歳になられる市民の皆さんに記念品を贈呈いたします。

3. 「ゲートボール初心者講習会」の実施

高齢者の社会参加を目的に、国分寺市ゲートボール連盟に委託し、全10回の「初心者講習会」年2回開催します。会場は、新町ゲートボール場、西元町コートの2カ所を予定。

■ 災害時の福祉対策の推進

1. 「国分寺市防災会議」への参加

国分寺市が設置する「国分寺市防災会議」に本会会長が委員として参加し、災害発生時のボランティアの派遣を中心とした迅速・円滑な応急対策活動の展開を図ります。また、防災担当者会議に職員を派遣します。

2. 「国分寺市総合防災訓練」への参加

国分寺市主催の「国分寺市総合防災訓練」に、役職員が参加します。

3. 「防災プロジェクト」の開催

各部署に担当者を配置し、災害対応に関するプロジェクト会議を開催します。

マニュアルやBCPの検討、災害関連の研修等を継続的に行います。

4. 「災害時連絡窓口」の設置

東京都社会福祉協議会との「災害時相互支援協定」に基づき、双方に災害時連絡窓口を設置します。（平成20年4月発効）

順 位	東京都社会福祉協議会	国分寺市社会福祉協議会
第1責任者	事務局 長	事務局 長
第2責任者	地域福祉部長	事務局 次長

■「国分寺市ファミリー・サポート・センター事業」

国分寺市内在住で子育ての手助けが必要な方（利用会員）と、手助けができる方（援助会員）の有償の相互援助活動のコーディネートや、活動に伴う相談、援助会員の育成等、国分寺市の委託を受けて、「ファミリー・サポート・センター事業」を行います。

また、「幼児教育・保育の無償化」やコロナ禍における「保育の利用料免除」等、刻々と変化する状況に対応し、より一層の安全面の充実を図ります。従来の電話やFAX、郵送での会員との連絡方法に加えて、メールによる連絡方法の導入をすすめてまいります。

1. 「国分寺市ファミリー・サポート・センター」の運営

センター長1名（兼務）と嘱託職員4名（アドバイザー）、臨時職員1名を配置し、「国分寺市ファミリー・サポート・センター」を運営します。開館時間外は、留守番電話で対応します。

◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

◇電話 042-300-6061

◇FAX 042-300-6062

◇開館日 月曜日～土曜日（日曜日、祝日及び年末年始は閉館）

◇開館時間 午前9時～午後5時

2. 「ファミリー・サポート・センター事業」の実施

利用会員は、国分寺市内に在住し、子ども（生後57日から満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）の保護者で、育児の援助が必要な方となります。

援助会員は、心身ともに健康な20歳以上の方で、援助会員講習会を受講し修了した方。

援助会員の活動時間は、平日、休日ともに午前6時から午後10時です。

利用会員から利用希望があった時は、アドバイザーが活動可能な援助会員をコーディネートします。利用料（謝礼金）は、次のとおりです。

	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00
平日	900円	800円	900円
土曜・日曜・祝日・年末年始 (12/29～1/3)	900円	900円	900円

3. 「援助会員講習会」の開催

援助会員の養成を目的として、20歳以上の方を対象に、延べ4日間にわたる「援助会員講習会」を開催します。会場は、「国分寺市立福祉センター」と「ひかりプラザ」を予定しています。講師は、本会アドバイザーの他、国分寺市職員や大学教授、東京防災救急協会等。本講習会の8割以上を受講した方は、援助会員として登録し活動できます。

第1回	国分寺市立福祉センター	令和3年6月15日16日17日18日
第2回	ひかりプラザ	令和3年10月26日27日28日29日

4. 援助会員・利用会員の更新

援助会員及び利用会員の登録情報と会員証の更新を行います。

5. 保険への加入

会員が行う援助活動中の子どもや援助会員の事故、講習会等開催時の事故に備え、傷害保険等に参加します。

6. 「フォローアップ講習会」等の開催

援助会員への「フォローアップ講習会」を、年2回開催します。また、障害をもったお子さんへの対応を学ぶために、「つくしんぼ」の見学研修を年1回開催します。

7. 「交流会」の開催

利用会員と援助会員相互の親睦交流を図ることを目的として、「交流会」を年1回開催します。

8. 「ファミサポ事業説明会」の開催

「ファミサポ事業説明会」を、国分寺市が実施する「3から4か月児健康診査」や親子ひろばなどの子育て関係団体のイベントとあわせて開催し、ファミサポ事業のPRや利用会員の新規登録を行います。

9. 「ファミサポ通信」の発行や社会福祉だより「ふくし」、国分寺市報の活用

利用会員と援助会員への情報提供として「ファミサポ通信」を年3回発行します。また、社会福祉協議会で全戸配布している「ふくし」や国分寺市報を活用して、情報提供を行います。

10. 苦情への対応業務

本事業の利用者等からの苦情に対し、苦情受付記録を作成し対応を図ります。また、解決が困難な苦情に対しては、市の担当部署と連絡調整を図り、解決に努めます。

11. 会員管理ソフト「ファミサポくん」の活用

一般財団法人女性労働協会作成の会員管理ソフト「ファミサポくん」を活用し、事業の効率化と迅速化の向上を図ります。

12. 所管課との「定例協議会」の開催

円滑な事業展開に資するため、本事業の所管課である国分寺市子ども家庭部子ども家庭支援センターとの「定例協議会」を年3回開催します。

13. 「ファミリーサポートネットワーク」への参加

一般財団法人女性労働協会が実施している「ファミリーサポートネットワーク事業」に参加し、最新情報の提供を受けるとともに、全国交流会や各種研修会へ参加します。

14. 「ぶんちっちまつり」への参加

国分寺市子ども家庭支援センター主催により開催される「ぶんちっちまつり」に参加し、ファミリー・サポート・センター事業のPRと利用会員の募集を行います。

15. 「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」への参加

国分寺市内の子育て支援関係団体で構成する「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」に参加します。

16. 「国分寺子ども・子育て支援円卓会議」への参加

「国分寺子育て支援事業者連絡協議会」と国分寺市子育て支援センターで毎月開催する「国分寺子ども・子育て支援円卓会議」に参加し、国分寺市内の子育て支援活動を行う市民や民間団体等との情報交換を行います。

17. 「近隣市ファミリーサポートセンターアドバイザー交流会」への参加

年1回開催される近隣市のアドバイザー交流会へアドバイザーが参加し、課題解決を図る参考にするるとともに、情報交換を行います。

18. 研修への参加

東京都や国分寺市、女性労働協会等が開催する研修に、アドバイザーが参加します。

19. 「子育て支援情報」の提供

子育てに役立つ情報を提供するために、社会福祉協議会のホームページやファミリー・サポート・センターのフェイスブックを活用します。



20. ロゴマークの活用

平成27年度に採用したファミサポのロゴマーク「ファミりん」を積極的に活用し、広報活動の充実を図ります。



《地域福祉係》

■「生活困窮者自立支援事業」等の実施

失業や離職、病気など様々な経済的問題とあわせて、生活していく上での問題などを抱えた市民を対象とし、専門の相談員が相談者に寄り添い、解決に向けた継続的な支援を実施します。また、地域福祉コーディネーターを含めた関係機関等との連携を強め、支援が必要な方の手元に必要な支援や情報が届けられるようアウトリーチ等の充実を図ります。

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大による生活不安を抱える世帯への支援を行います。

(受託事業)

国分寺市：生活困窮者自立支援事業（「自立相談支援事業」「住居確保給付金」「学習支援事業（任意事業）」「家計改善支援事業（任意事業）」
生活安定応援事業（受験生チャレンジ貸付）

東京都社会福祉協議会：生活福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金、総合支援資金、
不動産担保型生活支援資金、特例貸付（緊急・総合）

(独自事業)

応急援護資金貸付事業、緊急援護費貸付事業、生活困窮者食糧支援事業（フードドライブ）

1. 「自立生活サポートセンターこくぶんじ」の運営

本事業の担当として、センター長1名（兼務）、主任1名（主任相談員）、主事1名（相談員）、嘱託職員5名（相談支援員1名、就労支援員1名、学習支援員1名、家計改善支援員1名、受験生チャレンジ支援担当1名）、臨時職員3名を配置し、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」を運営します。

◇住所 国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

◇連絡先 電話：042-324-8401 FAX：042-324-8722

◇開館日 月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始閉館）

◇開館時間 午前9時～午後5時

2. 生活困窮者自立支援事業

(自立相談支援事業)

生活保護に至る前段階の自立支援として、国分寺市内外の社会資源機関と連携しながら、相談者が抱える就労問題や経済的問題と併せて生活上の問題を、相談員が相談者に寄り添い、地域の各種相談機関と連携を図りながら自立相談支援事業を実施します。相談者と一緒に個別支援計画（プラン）を作成し、一人ひとりに合った支援を行います。

相談員は、「主任相談支援員」「相談支援員」「就労支援員」「家計改善支援員」の4職種を配置します。

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度目標
新規相談件数	274 件	280 件	673 件	450 件
プラン作成数	89 件	78 件	62 件	94 件
延べ支援件数	6,740 件	6,645 件	17,888 件	8,200 件
就労者数	28 名	23 名	13 名	30 名

※令和 2 年度実績は、令和 3 年 2 月末現在。

(住居確保給付金)

離職や減収等により住宅を喪失又は喪失するおそれのある方を対象として、3 カ月程度住宅費（上限あり）に対し家賃相当の住居確保給付金を支給する制度です。就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（支給決定は国分寺市が行う）

※令和 2 年 4 月 20 日より、対象要件に「減収者」が含まれました。

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度目標
新規申請件数	13 名	11 名	302 名	50 名
延べ支給件数	35 件	36 件	1,514 件	720 件
常用就職者	6 名	4 名	18 名	10 名

※令和 2 年度実績は、令和 3 年 2 月末現在。

※延べ支給件数は前年からの継続支給を含む。

(家計改善支援事業)

相談を通じて相談者が家計の状況を具体的に理解し、自らが家計の管理意欲を高め、「家計管理」の力を高めていく支援を中心にを行います。家計に関する問題の背景（課題）を捉え、生活再生に向けたプランの作成、減免制度等の利用や貸付のあっせん等、他制度・支援の活用や連携を検討するなどといった取り組みを一体的・総合的に提供してまいります。

□支援内容

- ①家計管理能力を高めるため、家計改善支援員と協力して、家計表やキャッシュフロー表などを活用しながら出納管理の支援を行い、家計収支の均衡を図る。
- ②家賃・税金・公共料金などの滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援を行う。
- ③多重債務者の専門相談窓口と連携しながら、債務整理に関する支援を行う。

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度目標
実人数	—	11 名	14 件	20 件
延べ支援件数	—	899 件	585 件	950 件

※令和 2 年度実績は、令和 3 年 2 月末現在。

(学習支援事業)

経済的困窮など様々な理由により、お子さんの学習環境を整えることが困難な世帯を対象に、学習支援等を通じ、社会的な居場所づくり・学習習慣の習得・学習意欲の向上・社会性の向上に向けた支援をします。また、家庭訪問等による世帯全体の支援にも取り組み、子どもの「貧困の連鎖」を防止し、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりへとつなげていくことを目標とします。

① 拠点型無料学習塾

対象：小学3年生から中学3年生（通塾者で高校に進学し、希望者は高校生も対象）

利用：原則として週1回（土）。状況に応じて週2回（木・土）。

場所：市内2カ所（戸倉、本町）

備考：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況に応じリモートによる授業

※受託事業者：「特定非営利活動法人 一粒の麦」

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度目標
小学生	12名	15名	14名	20名
中学生	18名	18名	10名	25名
高校生	3名	5名	5名	7名

※令和2年度実績は、令和3年1月末現在。

② 訪問型無料学習塾（独自事業）

対象者のうち、支援が必要にもかかわらず拠点型に馴染めない子どもを対象に、専門員が戸別訪問等により支援します。これまでの相談者の中で、様々な理由から入塾に至っていない、もしくは入塾後に通塾していない世帯を中心に訪問対象とし、実態調査及び効果的な支援内容・方法を効果・検証します。

（その他）

① 「支援調整会議」の開催（原則第四水曜日）

個々の生活困窮者のアセスメント結果を踏まえて、個別支援計画案（プラン）をもとに、適切性を総合的に判断し、支援方針を決定します。

② 市民への啓発・情報発信

リーフレット及びイベント時のチラシの配架や国分寺市報並びに社会福祉だより「ふくし」、社協ホームページ等を積極的に活用します。国分寺市関係部署や民生・児童委員、包括支援センターをはじめとする市内関係機関との連携を強化し、本事業の啓発を図ります。

③ 地域福祉コーディネーターを含む社協内の連携の強化

地域に密着した相談を受ける地域福祉コーディネーターとの連携を強化するため、権利擁護センター担当を含めた地域福祉係として定期的に連携会議を開催し、地域のふくし課題の把握や問題を共有します。

3. 生活安定応援事業

① 「受験生チャレンジ支援貸付事業」の実施

一定所得以下の世帯の中学校3年生と高校3年生等を対象に、塾費用や受験料の貸付受付業務を行います。

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
貸付件数	70件	65件	55件	70件

② 広報・普及啓発活動

国分寺市報並びに社会福祉だより「ふくし」・ホームページに掲載する他、国分寺市や国分寺市教育委員会や民生・児童委員、市内関係機関と連携し、本事業への啓発を図ります。

4. 「生活福祉資金」の相談・貸付・償還(東京都社会福祉協議会委託事業)

① 低所得世帯等自立更生の貸付制度の実施

東京都社会福祉協議会の窓口として、低所得世帯等の自立更生のために貸付制度の推進を図ります。また、民生委員・児童委員との協働による借受人世帯への支援を図ります。

さらに、借受人世帯の児童、高齢者、障害者等の安否確認のため関係機関との情報提供および連携を強化するとともに、地域で孤立しないための支援を図ります。

資金種類：生活福祉資金（教育支援資金、福祉資金）、緊急小口資金、総合支援資金、臨時特例つなぎ資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金。

② 「生活困窮者自立支援制度」との連携

相談者および借受人の自立に向け、「生活困窮者自立支援制度」を受託する「自立生活サポートセンターこくぶんじ」と連携を図り、世帯の生活再建に向け総合的な支援を行います。

③ 「北多摩西部ブロック生活福祉資金担当者会議」への出席

北多摩西部ブロック内の社協と動向および情報交換を行うために担当者会議に職員が出席します。さらに、上部組織として、都内社協各ブロック幹事による東京都社会福祉協議会・生活福祉資金業務研究会に職員を派遣します。年1回開催。

④ 広報・普及啓発活動

国分寺市報並びに社会福祉だより「ふくし」・ホームページに掲載する他、国分寺市や国分寺市教育委員会や民生・児童委員、市内関係機関と連携し、本事業への啓発を図ります。

⑤ 特例貸付（総合支援資金、緊急小口資金）への対応

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などによる「特例貸付」の借受人世帯への支援を図ります。

5. 応急援護資金貸付事業（独自事業）

法外援護として、生活困窮者を対象に、生計を立てるに必要な緊急の生活費の貸付を行います。【貸付限度額 50,000 円】

平成19年度より、要保護世帯に応急援護資金貸付を実施。【貸付限度額 10,000 円】

6. 緊急援護費等貸付事業（独自事業）

住所不定者等に対し、交通費の貸付を行います。【貸付限度額 500 円】

7. 生活困窮者食糧支援事業（フードドライブ）（独自事業）

市民や市内企業等に呼びかけ、家庭で余った食品を持ち寄り、食料の確保が困難なお困りの方を支援するフードドライブを実施します。ご寄付頂いた食品は、自立生活サポートセンターこくぶんじにおける自立相談支援事業で、生活にお困りの市民の方や子どもの無料塾、サロン等に提供していきます。

■「権利擁護センターこくぶんじ」

“認知症になっても障害があっても誰もが地域で安心して暮らし続けられる、支え合い助け合う地域づくり”を目指し、次の事業を実施します。

（受託事業）

国分寺市：福祉サービス総合支援事業

成年後見活用あんしん生活創造事業

高齢者緊急一時事務管理事業

障害者緊急一時事務管理事業

東京都社会福祉協議会：地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

1. 「権利擁護センターこくぶんじ」の運営

① 権利擁護センターこくぶんじの設置・運営

＜所在地＞ 国分寺市日吉町3-29-24

＜職員体制＞ センター長（係長兼務）：1名 主任（業務担当者）：1名

嘱託職員（専門員）：4名、臨時職員：1名

非常勤職員：25名（登録型生活支援員）

○ 開館日時：月曜日～金曜日 午前9時～5時（土日祝日・年末年始閉館）

○ 多目的室の活用：原則として平日夜間及び土日祝日に、多目的室を貸出します。

② 権利擁護センターこくぶんじ運営委員会の設置

第三者の立場から権利擁護センターこくぶんじの事業及び運営方法等について、助言・指導を受けるため、専門職や福祉関係者、市民等で構成する運営委員会を設置します。

○ 会議予定：年4回（4/22、7/29、10/28、1/27 いずれも木曜日

（4/22のみ14：00～16：00、その他18：00～20：00を予定）

③ 広報活動

市民や関係機関に対し、権利擁護センターこくぶんじの機能や事業内容の周知を図るため、広報活動を強化します。

○ 国分寺市社会福祉協議会のホームページへの掲載

○ 社会福祉だより「ふくし」への掲載（年3回 6月・10月・2月）

○ パンフレットの作成・増刷・配架等

④ 顧問弁護士の設置

権利擁護センターの司法分野におけるアドバイザーとして、顧問弁護士を置きます。

2. 相談支援事業

① 福祉サービス総合相談の実施

福祉サービス全般の相談について対応する。相談は専門員が受け、法律的や専門的な解決が必要な場合は、専門相談の「ふくし法律相談」「成年後見専門相談」「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」等で対応します。

【相談件数】

	R1 年度実績	R2 年度実績※	R3 年度目標
地域福祉権利擁護事業	4,475	3,948(4,700)	4,800
福祉サービス総合相談	329	389(465)	470
成年後見制度総合相談	266	242(290)	300
申立て等支援	516	403(480)	500
後見人サポート	83	113(135)	150
法人後見監督	151	90(110)	120
緊急一時事務管理	43	71(71)	70
その他	16	10(12)	10
合計	5,879	5,266(6,263)	6,420

※R2 年度実績は令和 3 年 1 月 22 日時点。() 内は年度未見込

【個別支援件数】(実人数)

	R1 年度実績	R2 年度実績※	R3 年度目標
地域福祉権利擁護事業	100	109(110)	120
福祉サービス総合相談	91	86(95)	95
成年後見制度総合相談	92	68(75)	90
申立て等支援	22	22(25)	25
後見人サポート	14	15(17)	20
法人後見監督	4	3(3)	4
緊急一時事務管理	2	3(3)	3
その他	5	6(7)	5
合計	330	312(335)	362

※R2 年度実績は令和 3 年 1 月 22 日時点。() 内は年度未見込

② 専門相談の実施

権利擁護センターこくぶんじ相談室において、弁護士による「ふくし法律相談」(毎月第 4 木曜日、午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分)及び司法書士・社会福祉士による「成年後見専門相談」(毎月第 2 木曜日、午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分)を実施し、専門的な立場から相談に応じます。いずれも相談料無料。必要に応じて出張相談も行います。

	日 程
ふくし法律相談	4/22、5/27、6/24、7/29、8/26、9/30、10/28、 11/25、12/23、1/27、2/24、3/24 (7月および9月は5週目)
成年後見専門相談	4/8、5/13、6/10、7/8、8/12、9/9、10/14、11/11、 12/9、1/13、2/10、3/10

③ 「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」の設置

弁護士、医師、学識経験者で構成する「国分寺市福祉サービス苦情等解決委員会」を設置し、市民や福祉関係者からの福祉サービスについての苦情に対し、苦情解決に向け対応を図ります。

○ 会議予定：苦情申立の都度

但し申立がない場合も前年度の報告を行う場を最低年1回設ける

④ 困難事例検討会の開催（重点）

対応に苦慮するケースや権利擁護の方針決定等について判断が難しいケースへの対応について、運営委員会の三専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を主な構成メンバーとした「困難事例検討会」を開催し、助言を受ける。また、成年後見人等受任候補者は、利用者等の状況や意向を踏まえ、検討会で協議し、紹介します。

中核機関を見据え、令和3年度は回数を増やし開催します。

○ 会議予定：年8回（5/21、6/18、8/20、9/17、11/19、12/17、2/18、3/18

※いずれも金曜日 9:30~12:00)

3. 成年後見制度利用支援

①中核機関設置の準備（新規）

令和3年度内の中核機関受託に向け、所管課や関係各課と協議や調整を行います。

- ・協議会の開催：1回（3/10(木) 夜間)
- ・地域連携ネットワークの体制整備
- ・法人後見実施団体に対する支援のあり方に関する検討
- ・権利擁護に係る方針決定会議のあり方に関する検討
- ・広報の充実に関する検討 等

②成年後見制度の啓発・情報発信

国分寺市民および福祉関係機関・団体等に対し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の啓発・情報発信を行います。

- 市民向け講演会：年1回
- 出張出前講座：年2回程度を予定
- 関係機関への事業説明：随時
- 行政職員への事業説明（新規）

- パンフレットの作成・増刷・配架等
- ニュースレターの発行：年2回予定（重点）

③地域の関係機関ネットワークの活用

成年後見制度利用支援事業を実施するうえで、国分寺市をはじめ、地域包括支援センター、当事者団体等関係機関とのネットワークを構築します。また、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等とも連携を図り、ネットワークの強化を図ります。

- 権利擁護関係機関連絡会：年2回（5/19（水）、5/28（金） いずれも午後）
- 関係団体との懇談会：NPO 法人 国分寺市手をつなぐ親の会、発達障害者の親の会 なのはな会、NPO 法人 成年後見ウィル 他
- 専門職団体との懇談会：リーガルサポート東京支部 府中地区、ばあとなあ東京多摩北ブロック、弁護士会等

④成年後見人等の支援

成年後見制度利用のための申立支援から受任後のフォローまで、切れ目のない支援を行います。また、親族後見人や市民後見人の支援の一環として、専門職後見人との相談会や懇談会を開催します。

- 親族後見人情報交換会（2/26（土）午前）
- 成年後見制度個別相談会（2/26（土）午後）
- 専門職による市民後見人定期相談会（3か月毎）

⑤成年後見人等候補者紹介制度の実施（再掲）

成年後見制度を利用したいが、どの人に頼んでよいか分からない方のために、「専門相談」や「困難事例検討会」等を通じ、受任候補者（弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人等）を紹介します。

⑥市民後見人（社会貢献型後見人）候補者推薦会議の開催

市民後見人を推薦する場合は、「困難事例検討会」の意見を踏まえ、「市民後見人（社会貢献型後見人）推薦会議」を開催し、名簿登録者（受任可能メンバー）より候補者を推薦します。

- 会議予定：ケースに応じ、上記「困難事例検討会」後に開催

⑦「市民後見人（社会貢献型後見人）」の育成及び登録・支援（重点）

地域福祉の観点から、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるように「市民後見人」の育成及び登録・支援を隔年で実施します。

令和3年度は、後見活動メンバーのフォローアップの年度として、事例演習等を通し後見人として必要な知識等の習得を図ります。また、後見活動に必要な対人援助技術等の研修の場として、地域福祉権利擁護事業の登録型生活支援員の登録・活動を推奨します。

- ・フォローアップ講座（6/12、9/11、12/4、3/12 いずれも土曜日 午後）

【市民後見人登録及び受任状況】

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
登録者数	7	9	11	14	11	10	9	9	7	24	23	30	30
新規受任件数	2	0	0	2	1	0	0	1	1	2	0	2	2
受任件数累計	2	2	2	4	5	5	5	6	7	9	9	11	13

※累計受任件数：9件

※養成講座は、平成30年度以降隔年で開催。

(市民後見人への支援)

- ・懇談会の実施：6/12(土) *前掲のフォローアップ講座と兼ねる

⑧「法人後見監督業務」の実施

市民後見人が成年後見人等を受任するケースにおいて、本会が法人後見監督人を受任し、市民後見人に対し、適切な助言、指導、監督業務を行います。

- ・社会貢献型後見人に関わる損害保険 保険料一部助成(上限20,000円)
- ・貸金庫の利用
- ・専門職による市民後見人定期相談会(再掲)
- ・休日や夜間の連絡対応(緊急連絡用携帯の所持)

⑨「法人後見」の実施(新規)

今後も成年後見制度の利用は増加することが見込まれ、また、多様なニーズが増えていく中、親族や第三者後見人の支援と合わせて、法人による後見活動である「法人後見」に着手します。

4. 「緊急一時事務管理」の実施(国分寺市委託事業)

国分寺市の委託事業として、緊急に保護が必要になった判断能力の著しく低下した高齢者や知的障がい者、精神障がい者のうち、金銭管理等が特に必要な者に対して民法に規定する事務管理を緊急かつ一時的に実施します。

5. 「地域福祉権利擁護事業」の実施(東京都社会福祉協議会委託事業)

①「地域福祉権利擁護事業」の実施

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者で、1人で福祉サービスの利用や金銭管理が困難な方に対し援助を行います。

利用料は基本料金が1時間ごとに1,000円、通帳等をお預かりする場合は2,500円。

書類預かりは月1,000円。

生活保護受給世帯は、東京都の規定により本人の利用料は免除(書類預かりは除く)。

対象区分	令和1年度 年度末件数	令和2年度			令和3年度末 目標件数
		新規契約数	解約件数	年度末件数	
認知症高齢者	20 (5)	9 (2)	9 (2)	20 (6)	23
知的障害者	6 (0)	3 (1)	2 (0)	7 (1)	8
精神障害者	16 (10)	2 (1)	0 (0)	18 (11)	19
その他	5 (3)	1 (1)	1 (0)	5 (4)	6
合 計	47 (18)	15 (5)	12 (2)	50 (22)	55

◇ () 生活保護世帯再掲

◇ R2年度の数値はR3年2月末時点

②生活支援員（登録型）の育成

事業実施の担い手となる生活支援員（登録型）を育成し、各種研修や懇談会等への参加を促し、スキルアップを図ります。

（東社協主催）

- 現任生活支援員研修：年1回
- 新任生活支援員研修：年2回

（北西ブロック合同）

- 生活支援員合同研修会：年1回

（本会主催）

- 懇談会・研修会：年1回 4/10（土）

③東京都社会福祉協議会及び北多摩西部ブロック社会福祉協議会との連携

東京都社会福祉協議会及び北多摩西部ブロック社会福祉協議会（立川、国立、昭島、東大和、武蔵村山）の権利擁護担当部署と連携を図り、情報交換や専門員研修、生活支援員研修などを実施します。

6. その他

他機関との情報交換や情報収集を通し、職員の資質向上や連携体制を図るために、以下の会議や研修に積極的に参加します。

また、地域に密着した相談を受ける地域福祉コーディネーターと社協内の連携を強化するため、権利擁護センター担当を含めた地域福祉係として定期的に連携会議を開催し、地域のふくし課題の把握や問題を共有する。

（国分寺市）

- ・地域ケア会議 権利擁護部会
- ・小地域ケア会議（東地区・西地区）
- ・地域包括支援センター運営協議会
- ・障害者地域自立支援協議会
- ・障害者地域自立支援協議会 相談支援部会
- ・障害者地域自立支援協議会 相談支援事業所連絡会

- ・ 障害者地域自立支援協議会 障害児通所支援事業所連絡会
- ・ 市民相談業務相談員懇談会

(東社協)

- ・ 権利擁護センター長会議
- ・ 地域福祉権利擁護事業 業務連絡会
- ・ 成年後見制度推進機関 テーマ別研究会議
- ・ 成年後見制度推進機関職員 フォローアップ研修
- ・ 地域福祉権利擁護事業 専門員研修

(東京都)

- ・ 利用者支援区市町村連絡会
- ・ 東京都成年後見地域連携ネットワーク会議
- ・ 東京都成年後見制度推進機関連絡会

(その他)

- ・ 多摩地域における成年後見制度利用促進基本計画に関する連絡会
- ・ 多摩地域自治体と多摩地域社会福祉協議会と弁護士会との懇談会
- ・ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会

《ボランティア活動センター》

■ ボランティア・市民活動の推進（ボランティア事業担当）

ボランティア活動センターこくぶんじ（以下、ボラセン）では、あらゆる人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、5年間の「運営計画」を策定しました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染の影響により活動がままならなかった市民や団体に対し、相談しやすい窓口をめざすとともに、新たな課題の発掘やその解決に向けた取り組みを地域福祉コーディネーター等と連携して行うことに重点を置き、事業展開します。

1. ボランティア活動センターの運営

(1) 「ボランティア活動センターこくぶんじ」の運営

所在地：国分寺市東元町3-17-2

職員：センター長1名、主任1名、嘱託職員2名、非常勤職員2名

開館日時：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時（日・祝日・年末年始閉館）

(2) 「ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会」の設置・運営

ボラセンのより良い運営のために、市民参画による「ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会」を設置。市民参画ならではの細かな視点から、ボラセン運営に対する助言や「国分寺の未来を考えるシンポジウム」の企画等を行います。

(3) ボランティア活動や市民活動に関する相談・需給調整および推進

ボランティアや市民活動に関する市民や施設・団体からの相談に応じ、コーディネートを行うとともに、ボランティア・市民活動団体に対し、活動や組織運営等について支援します。また、個人ボランティアの把握や情報管理、コーディネートの迅速化を図るこ

とを目的に『ここねっとサポーター制度』を設置します。それに伴い、「情報提供カード」を改め「ここねっとサポーター登録用紙」に変更します。

(4) ボランティア・市民活動団体登録制度の実施

ボランティア・市民活動団体の相互の情報交換や協力、連携を推進し、団体の活動がより効果的に展開することを目的として「登録制度」を実施。年2回程度「登録団体連絡会」を開催し更なる連携やスキルアップを図ります。

なお、登録団体は、印刷機・コピー機・ホームページ等が利用できます。

(5) 会議室の貸出

ボランティア・市民活動支援の一環として、登録団体、会員増強に協力いただいている自治会・町内会、老人クラブ、社協団体会員等を対象に、会議室の貸出を行います。

なお、上記対象団体以外への貸出しは、有料とします。

会議室	定員	主な設備	使用料
会議室 A (2 階)	18 名	テーブル×6、イス×18 脚	午前：1,000 円 午後：1,200 円
会議室 B (2 階)	12 名	テーブル×4、イス×12 脚	午前：600 円 午後：800 円

(6) 地域ふれあい備品・図書の貸出

ボランティア・市民活動支援の一環として、会員会費に協力いただいている自治会町内会・登録団体・社協団体会員等を対象に備品や図書の貸出を行います。

上記対象団体以外は有料になります。(別紙「地域ふれあい備品一覧」参照)

(7) 「車いす貸出事業」の実施

怪我や病氣、介護保険の申請前等、車いすの必要な方に貸出期間最長 3 か月間、無料で貸出します。

なお、車いすは「車いす整備ボランティア (毎月 2 回)」により定期的に点検・整備を行います。

※貸出窓口：ボランティア活動センターこくぶんじ、本会事務局

(8) 「ボランティアステーション」の設置

車いすステーション・募金箱の設置・国分寺市社会福祉だより「ふくし」配架など、本会事業の趣旨に賛同していただいている市内の協力店等を「ボランティアステーション」と総称します。

<ボランティアステーションの内容>

1	車いすステーション設置 (☆) (R. 3.3 月末現在 47 ヲ所)
2	ふれあい募金箱設置 (P. 8 参照)
3	自動販売機の設置 (P. 8 参照)
4	国分寺市社会福祉だより「ふくし」配架 (P. 6 参照)
5	本会イベントのポスター、チラシ等掲示
6	その他 (空きスペース等の貸出 休憩所 など)

※まちづくり支援係の担当は、主に 1・5・6 とする。

☆「車いすステーション」の設置 (貸出期間：2 週間 料金：無料)

身近な地域で車いすを借りられるように、市内の事業所や個人宅等の協力により設置。
市民の利便性向上と地域のコミュニケーションの活性化促進を図ります。

(9) ボランティア保険等の加入促進

ボランティア活動を安心安全に行うための「ボランティア保険」「ボランティア行事保険」「行事保険（当日参加対応型）」等の受付事務を行います。

2. 広報活動事業（情報収集・発信）

(1) ボランティア活動ガイドブック「ようこそボランティアの家へ」の発行

ボランティア活動の内容や登録ボランティア団体等を掲載した、ガイドブックを作成・発行します。（発行部数 1,000 部予定）

(2) ボランティア・市民活動の情報提供

年3回発行（6月・10月・2月）し、全戸配布している社会福祉だより「ふくし」の一部を「ボランティア活動センターだより」として、ボランティア・市民活動の情報提供を行います。

(3) インターネットの活用（随時）

ボラセンの公式ホームページを運営し、ボランティア・市民活動のPRと情報提供を行います。また、登録団体が各自で情報の更新ができるシステムを推進し、市民に対してボランティア活動の啓発や活動参加の拡充につなげます。その他、SNS等を積極的に活用します。

ホームページ	http://www.ko-shakyo.or.jp/vc/
E-mail	center@ko-shakyo.or.jp
Blog（ブログ）	http://blog.canpan.info/kokubunjivc/
Twitter	@kokubunji_vc
メルマガ （隔週水曜発行）	http://www.ko-shakyo.or.jp/vc/mmag/
YouTube	https://bit.ly/3dlmh8L

(4) ロゴマークの活用

平成27年度に採用した「ロゴマーク」を積極的に活用し、引き続き広報活動の充実を図ります。

(5) 国分寺市内のイベントへの参加

ボランティア・市民活動のPRと情報提供を目的として、「国分寺まつり」等の市内イベントに参加します。

(6) PVの作成

SNSの活用に伴い、ボランティア活動センターを幅広く、多世代に知ってもらう手段の一つとして、紹介PVを作成します。

3. 講座等によるボランティア活動の普及・推進

(1) 「2021 夏体験ボランティア」の実施（7月～8月）

学生を中心に、夏休み等を利用してボランティア学習や活動体験の機会を提供すること

で、これからの国分寺のまちづくりや、福祉を担う人材を作るきっかけとします。
また、ボランティア活動に興味はあるが、始める方法が分からず一歩が踏み出せない方などの参加を促すことで、地域社会や福祉への理解・関心を高め、社会参加への意欲を高めます。

参加対象：国分寺市および近隣市に在住・在学の学生（一般参加者要相談）

体験期間：7月20日（火）～8月31日（火）

(2) 各種ボランティア講座の開催

登録団体の高齢化による会員不足の解消や、イベントボランティアの拡充を図るため、市民に知ってもらおう機会を作ることを目的とした新たな講座を企画・開催します。

(3) 「ふくし体験プログラム」の実施（随時）

市内の小中学校の総合学習の一環として、また、自治会・企業等からの依頼に対し、ボランティアや市民活動団体等と協働し、体験や当事者とのふれあいの中から福祉について理解していただくことを目的に実施します。

4. 「ひとり暮らし高齢者等地域交流会」の実施

ひとり暮らし等高齢者と地域住民とのふれあいを深め、ともに支え合う住民主体のネットワークづくりを目的に実施します。（市内10カ所、1カ所あたり年5～7回開催）
また、ボランティアとの連携と情報交換を円滑に図るため、「地域交流会連絡員会議」を開催します。

5. 「見守り訪問事業」の実施（市委託事業から平成31年度より社協独自事業として実施。）

一人暮らしの高齢者や日中独居の方、その他高齢者に限らず見守りを必要とされる方のご自宅を、見守りサポーター（ボランティア）が訪問します。話し相手を基本に、囲碁・将棋・趣味活動の相手、外出（散歩・買い物等）の付き添いなど行います。

6. 「生活応援事業」（新規）

制度の狭間でいる人、支援があるのに届かない人、支援を拒む人などへなんとか届けたいとの思いから、令和2年度に「コロナ禍の生活を応援」として、コロナ禍で収入が不安定になった世帯へ食品の詰め合わせを配布し、実際に他の支援につなぎました。
今年度は、「生活応援事業」として自立生活サポートセンターと連携しながらすすめます。

7. 「買物困難者支援モデル事業」への協力（新規）

国分寺市内の買物困難者支援対策として、国分寺市商工会が商工会会員等の地元事業者と連携して行う実証事業に、地域コミュニティや社会福祉法人の紹介、ボランティア等の人材情報の提供、モデル事業の住民モニターグループの紹介等協力します。

（委託先：㈱三菱総合研究所）

9. 連絡調整活動

- (1) 東京ボランティア・市民活動センター等が主催する会議へ担当職員を派遣します。

区市町村ボランティア市民活動センター長会議
区市町村ボランティア市民活動推進事務局連絡会議
北多摩西部ブロックボランティア担当職員連絡会
国分寺市障害者団体連絡協議会（国障連）受託事業企画実行委員会

- (2) 国分寺市協働コミュニティ課との連携

「こくぶんじ市民活動センター」を運営する国分寺市協働コミュニティ課と、情報交換・連携強化を図ります。

10. 「ここねっと推進助成事業」の実施

国分寺市内での地域福祉活動の推進をめざし、地域福祉活動に取り組んでいる施設・団体等に対し、事業に要する経費等の助成を行います。募集は、年2回（前期・後期）一般公募で行い、助成の可否は「助成金審査会」で審査し決定・交付します。

<助成内容>

助成区分	上限額	自主財源	対象
日常活動費 イベント費	5万円	各種法人： 1/2 その他： 1/4	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して日常的に実施する事業 (例) 広報活動、サロン活動、調査・研究 一回もしくは数回で完結するイベント (例) お祭り、交流会、講演会
立ち上げ費	3万円	なし	立ち上げ1年未満の団体の運営に必要とする事業

11. 災害に備えた取り組み

災害ボランティアセンターの立ち上げに向けた機能と役割の整理や、災害時における具体的な活動に向けて、中学・高校・大学や社会福祉法人連絡会との連携をすすめます。また、市民の防災意識啓発を支援します。

12. 国分寺市元気高齢者地域活躍推進事業の実施（国分寺市委託事業・新規）

高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを奨励および支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の実現と生きがいづくり促進を目的として実施します。

- ボランティア受け入れ施設等の募集及び登録申込みと活動の調整を行い、介護支援ボランティアの紹介につなげる。
- チラシ・広報等で介護支援ボランティアの募集を行い、登録者に「介護支援ボランティア手帳」を発行する。また、登録したボランティア情報は、台帳等により管理する。登録には、活動中の事故に備えボランティア保険加入を義務付ける。
- 介護支援ボランティアの養成のため、ボランティアの心がまえや個人情報の取り扱い等を内容とした研修・説明会を実施する。また、必要に応じて受け入れ施設

等との意見交換会を実施する。

- (5) 受け入れ施設等および介護支援ボランティアからの電話相談、窓口での面接相談、訪問による相談を行う。
- (6) 事業の広報に関し、定期的な広報誌の発行やリーフレット等で効果的なPRや情報提供を行い、事業内容の周知や啓発を図る。

■小地域福祉活動の推進（まちづくり支援担当）

1. 「地域福祉コーディネーター事業」の実施（国分寺市委託事業）

地域の生活課題の解決に向けて、包括的な支援体制をつくるため、多様な組織や人をつなぎコーディネートする「地域福祉コーディネーター事業」を行うため、ボランティア活動センターこくぶんじに拠点を置き、地域福祉コーディネーター2名（正規職員）と、業務補佐（嘱託職員）1名を設置します。また、本会が推進する「ここねっと」とともに、社会福祉法人連絡会の地域貢献活動や多機関・多職種との連携・協働を図り、住民や関係者の“共創”による地域共生社会の構築をめざします。

なお、年4回程度、地域福祉コーディネーターの活動内容や地域課題への取り組み方等について、スーパーバイザーより助言・指導を受けます。

2. 「第1層生活支援コーディネーター」の設置（国分寺市委託事業）

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続して営むために必要となる、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的に、生活支援コーディネーターを専任で1名（正規職員）を配置します。

- (1) 生活支援・介護予防サービスのコーディネートに関する業務
- (2) サービスや支援の担い手となるボランティア等の養成および活動する場の検討とマッチングに関する業務
- (3) 多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取組の推進を目的とした第1層協議体を企画・運営（年4回）
- (4) 第2層生活支援コーディネーターが実施する、第2層協議体の立ち上げおよび運営にかかる支援
- (5) 市全域を対象として、地域住民同士の助け合い、支え合いの意識醸成を目的としたフォーラム等の開催（年1回）
- (6) 第2層生活支援コーディネーターおよび地域福祉コーディネーター、市担当課職員を交えた連絡会の開催（年2回）
- (7) 市が事務局となって実施する第2層生活支援コーディネーター連絡会への参加
- (8) その他、必要に応じて地域包括支援センターからの呼びかけに応じて、各種会議や活動に参加

3. 「ここねっと」の啓発・推進

住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉コーディネーターとともに地域の取り組みとしてすすめられるように、「ここねっと」を多岐にわたる地域活動の総称として全市的に啓発をしていきます。また、積極的に市内のイベントや行事・会合に参加し、地域の問題や課題を把握するとともに、実情に応じた事業の企画・提案を行います。

(1) 「見守り・声かけ活動（地域支え合い活動）」の推進（随時）

地域活動のはじめの一步として、お互いに「見守り・見守られる」関係であることを意識した地域の見守り・声掛け活動を推奨していきます。協力者には、黄色の腕章を貸し出します。

(2) 「地域懇談会」の開催

地域福祉活動について市民の皆さんに関心を持ってもらう場として、地域の福祉課題抽出や解決に向けた取り組みに着手します。東西1圏域ずつをモデル地区として「地域懇談会」を開催し推進します。また、包括支援センターエリアごとに、社会福祉法人連絡会と連携してすすめてまいります。

(3) 「全体会」の開催

地域福祉コーディネーターの1年間の活動報告と市内全域の福祉課題を総括する「全体会」を開催します。

4. 「コーディネーター連絡会」の開催（新規）

複合的な地域課題の解決には、コーディネーター業務を行う各機関との更なる連携が不可欠です。コーディネーターの役割を共有し円滑な連携が図れるよう、第1層生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターと協働で、年1回程度の連絡会を開催します。

5. 「いきいきふれあいサロン」活動支援

高齢者や障がい者、子育て中の親などが地域で孤立することを予防するために、小グループを単位とした交流やふれあいの場などの活動をしている「いきいきふれあいサロン」の立ち上げや活動の支援をします。また、ボラセンの登録団体に位置付けます。

6. 連絡調整活動

(1) 市役所等で開催される会議等へ担当職員を派遣します。

地域福祉推進協議会、地域会議（本多、もとまち、並木）、もとまちファミリー運動会実行委員会、公民館運営審議会、九小防犯・防災委員会、十小学校運営協議会、学校安全連絡会、地域ケア会議、小地域ケア会議、生活支援・介護予防サービス整備推進会議、第2層協議体（第2層生活支援コーディネーター事業）

(2) 地域で開かれている活動等へ担当職員が参加し、情報交換・共有します。

井戸端会議、ここねっとナイン、サロンプルーベリー等

令和3年度事業計画および収入支出予算書

発行：社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉4-14 福祉センター内

電話 (042) 324-8311

FAX (042) 324-8722

発行日：令和3年3月30日 発行部数：250部